

# 令和8年度 認知症バリアフリー社会推進事業 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度 認知症バリアフリー社会推進事業委託業務

## 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

## 3 事業目的

県民や企業等へ認知症に関する正しい知識・理解を普及するとともに、認知症ご本人やご家族等が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、多角的な普及啓発活動を展開する。特に、著名人の実体験を通じた発信や、専門職の資質向上、官民連携の強化により、県内における認知症バリアフリー化を強力に推進する。

## 4 事業概要

### (1) 認知症普及啓発イベントの開催

一般県民を対象として、認知症についてわかりやすく理解していただくためのイベントを認知症月間(9月)に開催する。

### (2) 医療従事者等専門職向けフォーラムの開催

医師、看護師、介護従事者等認知症の方と接する機会がある専門職の方に対する普及啓発イベントを開催する(11月開催予定)。

### (3) 認知症バリアフリーに関する官民連携シンポジウムの開催

民間事業者の認知症バリアフリーへの参画を促すため、県外の先進事例等を紹介するシンポジウムを開催する。なお、本イベントは「沖縄県官民連携プラットフォーム事業(官民ミートアップ)」と連携して開催(8月予定)する。

## 5 委託業務の内容

### (1) 認知症普及啓発イベントの開催

ア 数百名規模が収容可能な会場において、介護経験を有し、県民が共感できる実体験を持つ著名人を講師に招いた基調講演等を含むイベントの開催及び運営。

イ 日時は令和8年9月中の土日祝祭日の午後、2時間程度とし、YouTube等のオンライン動画配信によるハイブリッド形態とする。

ウ 会場の選定・借用、宣伝、誘客、出演者の選定・調整・報酬支払、当日の運営管理全般。

エ その他認知症月間の周知啓発に関する新しい取組の提案・実施

オ ア～エの実施に当たって必要とされる県内外の認知症関係機関との連絡調整

### 【提案を求める事項】

・登壇者の選定にあたっては、単なる知名度だけでなく、自身の介護体験等をユーモアや感動を交えて語ることができ、聴講者が「自分事」として捉えられる人物を提案すること。

・講演内容が「難しい啓発」に終わらず、県民が日常生活で実践できる具体的なア

クシオン(声掛けや見守り等)に繋がるようなプログラム構成や演出の工夫を提示すること。

(2) 医療従事者等専門職向けフォーラムの開催

- ア 百名規模が収容可能な会場において、県外の専門家等による基調講演及び県内実務者を交えたトークセッション形式のフォーラムの開催及び運営。
- イ 日時は令和8年11月中の土日祝祭日の午後、2時間程度。
- ウ 専門職団体への周知・誘客、講師調整、ハイブリッド配信設営、その他運営全般。
- エ その他医療従事者等への周知啓発に関する新しい取組の提案・実施。
- オ ア～エの実施に当たって必要とされる県内外の認知症関係機関との連絡調整。

【提案を求める事項】

・多職種(医療・介護・福祉等)の壁を越えた連携を促進するため、現場の共通課題に基づいた具体的なディスカッションテーマの設定や、参加者が即座に業務に活用できるツールの提示など、実効性の高い企画を提案すること。

(3) 認知症バリアフリーに関する官民連携シンポジウムの開催

企業等が認知症を「自分ごと」として捉え、認知症の方への適切な対応や社員の認知症発症時の支援体制を構築するための啓発及び活動の場を企画・実施すること。

- ア 百名程度が収納可能な会場において、県外の先進企業による事例発表等を含む、企業・事業者向けのシンポジウムの開催。
- イ 日時は「沖縄県官民連携プラットフォーム事業(官民ミートアップ)」と同日開催(8月予定)とする。具体的な時間割(午前・午後の構成等)や役割分担については、同事業の事務局と密接に協議の上で決定すること。
- ウ 「官民ミートアップ」事務局と連携し、受付、誘導、名簿管理等のオペレーションを一体的に構築すること。
- エ その他企業との連携に関する新しい取組の提案・実施。
- オ ア～エの実施に当たって必要とされる県内外の認知症関係機関との連絡調整。

【提案を求める事項】

・シンポジウムでの学びを、ミートアップでの具体的な連携相談やマッチングへ結びつけるための連動した企画案を提示すること。  
・連携先の事業内容や進捗状況に応じて、シンポジウムの構成(パネルディスカッション、事例紹介等)を柔軟に構築・調整できる体制を提案すること。

(4) 全体を通じた広報・周知戦略

【提案を求める事項】

・3つのターゲット層(一般、専門職、企業)に対し、一貫した理念(認知症バリアフリー)を届けつつ、各層の関心に合わせた最適なメディアミックスによる広報計画を提案すること。

(5) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等

・上記(1)～(4)に係る実施計画書の作成(1部)

- ・上記(1)～(4)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
- ・上記(1)～(4)に係る事業報告書(電子データ式)

## 6 業務の進捗状況の打合せ

本委託業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せについては、定期的(毎月10日頃)に実施し、議事録を作成すること。また、県からの求めがあった場合は、その都度、すみやかに打合せを実施すること。

## 7 成果物

### (1) 成果物

- ア 業務報告書(データ式)
- イ 本委託業務に関連して制作した制作物(制作等に要したデータ等を含む)
- ウ その他県が必要と認める書類等

### (2) 著作権

本委託業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 8 業務の再委託について

### (1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ア 契約金額の50%を超える業務(請負にかかる再委託業務は除く)
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ア 情報ツール制作
- イ 各種媒体プロモーション
- ウ Web サイト更新
- エ 調査業務、効果測定
- オ その他、簡易な業務

### (4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ア 資料の収集・整理

- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ イベント等における会場設営及び受付等(但し、契約額が 100 万円未満のものに限る。)
- オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

## 9 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、(直接人件費+直接事業費-再委託費)×10/100 以内で計上すること(小数点以下切り捨て)ただし、事業費の中に、委任契約に基づく再委託業務が含まれている場合は、当該費用は事業費から差し引いた上で、一般管理費を計上すること。

## 10 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基づき、適正に執行する必要がある。

## 11 その他

受託者は、本仕様書及び委託契約書第2条の規定により県が承認した実施計画書に基づき、委託業務を実施すること。

本仕様書の記載内容の詳細及び本仕様書に記載のない事項については、保健医療介護部地域包括ケア推進課と密接な協議のもとで実施すること。

(以上)